

令和2年度 随意契約理由書

番号 1

担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 (直通)
契 約 案 件 名	公共管渠R2第48号 国道10号人孔蓋改築工事 (2工区)
案 件 の 概 要	九州地方整備局宮崎河川国道事務所発注の都城地区舗装修繕外工事に 伴い、現場内の人孔蓋改築工事を行うもの
予 定 金 額	4, 4 4 8, 4 0 0 円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4 8 4 8 番地 [名 称] 株式会社 藤元建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本工事は、九州地方整備局宮崎河川国道事務所（以下、「河川国道事務所」という。）発注の都城地区舗装修繕外工事（以下、「舗装工事」という。）に伴い、現場内の人孔蓋改築工事を行うものである。 本工事は、国道10号の車道及び歩道であり、同道路は交通量の非常に多い路線であるため、工期の短縮及び舗装工事と連携した安全対策が必要である。 この点、上記事業者は、河川国道事務所が発注した舗装工事を受注しているため、工期の短縮、経費の縮減及び舗装工事と連動した安全対策が可能である。 本工事を上記事業者以外の事業者が施工することは、現場の煩雑化、安全管理、工程の調整等の点から望ましくない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和2年10月23日
契 約 金 額	4, 1 3 8, 2 0 0 円

令和2年度 随意契約理由書

番号	2
----	---

担当課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	公共処理場R2第19号 都城浄化センター非常用発電設備修繕
案件の概要	都城浄化センター内に設置されている非常用発電機の部品交換整備及び修繕を行うもの
予定金額	9,269,700円
契約の相手方	[所在地] 福岡市博多区上牟田一丁目17番1号 [名称] 三菱電機プラントエンジニアリング 株式会社 九州本部
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 今回修繕を行う非常用発電設備は、都城浄化センターにおいて、災害等の緊急時に汚水処理等を行うための電力を賄う重要な設備である。 当該設備は、設置後25年経過し、経年劣化が見られるため、部品交換による整備・修繕の必要がある。修繕を行わなければ、緊急時に発電できずに汚水処理等が行えなくなり、水質事故につながるおそれがある。 本修繕は、当該設備を設置した三菱電機の同グループである上記事業者でなければ確実な施工が期待できない。また、仮に他の事業者が本修繕を行った場合、修繕後の性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和2年10月26日
契約金額	8,580,000円

令和2年度 随意契約理由書

番号 3

担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 0986-23-4270 (直通)
契 約 案 件 名	クローザージョイント用補修継手 (RSW-600A)
案 件 の 概 要	赤星水管橋添架送水管 (鋼管φ600) の継手部漏水補修に伴う袋型継手の購入
予 定 金 額	4,928,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区博多駅南1-10-4 第二博多借成ビル4階 [名 称] 日本ヴィクトリック株式会社 福岡支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 赤星水管橋に添架している送水管は、昭和49年に施工され川東浄水場から母智丘配水池へ浄水を送水しているφ600mmの鋼管である。 当該送水管の施工に当たっては、上記事業者が製造した伸縮可とう継手を使用することで、地震、温度変化等による鋼材、橋台・橋脚部の変位吸収等に対応しているが、今回この継手部分からの漏水が確認された。 日配水量18,000m ³ を担う送水管は、不断水工法による修繕が絶対条件であり、既存の伸縮可とう型継手の性能を保持できる鋼管用補修材料は上記事業所以外では製作していない。また、既存管の実寸法により補修材を製作するのは上記事業者1者のみであり、同事業者でなければ袋型継手を製造できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和2年11月2日
契 約 金 額	4,928,000円

令和2年度 随意契約理由書

番号 4

担当課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	公共処理場R2第18号 山之口浄化センターNo. 1-2曝気装置修繕
案件の概要	OD (オキシレーションディッチ) 槽内を曝気する装置について、分解整備を行うもの
予定金額	5,720,000円
契約の相手方	[所在地] 福岡市博多区店屋町8番30号 [名称] 住友重機械エンパイロメント 株式会社 福岡支店
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>今回修繕を行う曝気装置は、OD (オキシレーションディッチ) 槽内の汚水を常に攪拌する設備であり、汚水を攪拌することで微生物に酸素が供給され、水質が改善されていく。</p> <p>当該設備は稼動から十年以上が経過しており、主要部品の劣化及び消耗が著しく修繕が必要である。</p> <p>当該設備の分解整備に係る技術は、上記事業者の工場のみが所持しているため、他の工場では分解整備することができない。また、仮に他の事業者が当該設備の分解整備を行った場合、修繕後の性能保証が得られないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和2年11月5日
契約金額	5,720,000円

令和2年度 随意契約理由書

番号 5

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	公共建起工R2第7号 鷹尾・上長飯通線人孔蓋改築工事
案件の概要	維持管理課発注の鷹尾・上長飯通線舗装工事に伴う人孔蓋の高さ調整及び交換を行う工事。
予 定 金 額	1,706,100円
契約の相手方	[所在地] 都城市山田町山田2112番地3 [名称] 丸昭建設 株式会社
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本工事は、維持管理課発注の鷹尾・上長飯通線舗装工事(以下「舗装工事」という。)に伴い、舗装工事の支障となる人孔蓋の高さ調整及び交換を行う工事である。 本工事は、鷹尾・上長飯通線の車道であり、同車道は交通量の非常に多い路線であるため、工期の短縮及び舗装工事と連携した安全対策が必要である。 この点、上記事業者は、維持管理課が発注した舗装工事を受注しているため、工期の短縮及び舗装工事と連動した安全対策が可能である。 本工事を上記事業者以外の事業者が施工することは、現場の煩雑化、安全管理、工程の調整等の点から望ましくない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和2年11月10日
契約金額	1,705,000円

令和2年度 随意契約理由書

		番号	6
担当課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270 (直通)		
契約案件名	原水R2第10号 水道課監視ロガーシステム保守点検業務委託		
案件の概要	本業務は、川東浄水場に設置している水道課監視ロガーシステムの機能維持のために保守点検業務を委託するもの		
予定金額	3,179,000円		
契約の相手方	[所在地] 横浜市都筑区茅ヶ崎中央8-33 サウスコア7F [名称] 株式会社ネットワーク・コーポレーション		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 水道課監視ロガーシステム(以下「ロガーシステム」という。)は、水道課全浄水場系統の状態を24時間リアルタイムに監視する専用ソフト等で構成されたシステムであり、上記事業者が設置及び導入したものである。 ロガーシステム及び付帯設備を含めた点検を実施するためには、構成機器の専門的知識及び保守業務の豊富な経験が必要とされる。 この点、上記事業者はロガーシステム設置時の施工事業者であり同システムについて熟知している。また、保守実施事業者であり保守業務の豊富な経験がある。 仮に、本業務を他の事業者が請け負った場合、確実な履行及び動作保障が受けられず、目的を達成できない恐れがある。 以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な遂行が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。		
契約締結日	令和2年12月9日		
契約金額	3,179,000円		

令和2年度 随意契約理由書

番号 7

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	公共処理場R2第17号中央終末処理場遠心濃縮機修繕
案件の概要	No.1及びNo.2遠心濃縮機の部品交換及び修繕を行うもの
予 定 金 額	9,130,000円
契約の相手方	[所在地] 福岡市中央区天神三丁目9番33号 [名称] 巴工業 株式会社 福岡営業所
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 今回修繕を行う遠心濃縮機は、中央終末処理場において、余剰汚泥を機械濃縮して、消化槽に投入するものである。 当該設備は、主要部品の磨耗が早いため、毎年点検整備を実施するとともに、主要部品の交換等を行っている。 その整備に必要な主要部品（ベアリング・スクリュー等）は、上記事業者が部品の製造メーカーと契約し、製造させているものであるため、他事業者が部品を調達することができない。仮に他事業者が代替品によって修繕を行った場合、十分な精度及び性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、当該設備の設計・施工業者である上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和2年12月14日
契約金額	9,130,000円

令和2年度 随意契約理由書

番号 8

担当課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	公共ポンプR2第9号 大王中継ポンプ場 自家発電機設備修繕
案件の概要	大王中継ポンプ場に設置されている自家発電機設備の修繕
予定金額	1,650,000円
契約の相手方	[所在地] 福岡市博多区住吉五丁目5番3号 [名称] 株式会社 明電エンジニアリング 九州支店
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 今回修繕を行う自家発電機設備は、大王中継ポンプ場において、停電時に汚水を圧送するための電力を賄う重要な設備である。 当該設備については、設置から40年経過しており、経年劣化した部品の交換等による整備・修繕の必要がある。本修繕を行わなければ、停電時に発電できず、水質事故につながるおそれがある。 本修繕は、当該設備を設置した株式会社明電舎の同グループ会社である上記事業者でなければ確実な履行が期待できない。また、仮に他の事業者が本修繕を行った場合、修繕後の性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和2年12月14日
契約金額	1,650,000円

令和2年度 随意契約理由書

番号 9

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 総務課 [電話番号] 0986-23-4810 (直通)
契約案件名	業務R2第4号 水道料金システム スマート検針システム導入業務委託
案件の概要	水道料金システム及び検針機器へスマート検針システムの導入を行うもの
予 定 金 額	2,666,400円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市広島2丁目5番16号 興亜宮崎ビル5F [名称] 株式会社南日本情報処理センター 宮崎支社
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>本業務は、水道料金システム（以下「料金システム」という）及び検針機器に、それらを運用及び管理するためのソフトである「スマート検針システム」を追加導入するものである。</p> <p>本業務の履行については、現行の料金システムを導入し、料金システムの専門的知識及び設定内容を十分理解している上記事業者でなければ、本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、料金システムに障害が発生した際の速やかな対応が困難となることが懸念され、業務に支障を来すおそれがある。</p> <p>以上の理由により、料金システムに精通した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和2年12月17日
契約金額	2,666,400円

令和2年度 随意契約理由書

番号 10

担当課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）
契約案件名	公共処理場R2第21号 都城浄化センター エアレーションタンク洗浄等業務委託
案件の概要	都城浄化センターにあるエアレーションタンクの洗浄等の業務を委託するもの
予定金額	4,983,200円
契約の相手方	[所在地] 宮崎県都城市吉尾町2159番地 [名称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>本業務の対象であるエアレーションタンクは、流入した汚水中の汚濁物質を微生物によって浄化する設備である。</p> <p>当該設備内に設置されているスクリーンに汚泥等が付着すると目詰まりを起し、下水処理に影響を及ぼすおそれがあるため、洗浄を行い、併せて散気装置の交換を行うものである。</p> <p>本業務を行うためには、エアレーションタンク内の担体の汲上げを行う必要があるが、下水の処理法として担体投入型活性汚泥法を採用しているのは全国でも当該処理場だけであり、一般的な標準活性汚泥法に比べ、処理系統が複雑かつ特殊である。</p> <p>そのため、本業務の履行においては施設に関して精通していることのみならず、担体の取扱いに熟練している必要がある。</p> <p>上記事業者は当該施設の維持管理事業者であることから、担体の取扱いに習熟している等、上記条件を満たしており、適切な履行が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和2年12月21日
契約金額	4,974,200円

令和2年度 随意契約理由書

番号 11

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	公共処理場R2第22号 都城浄化センター送風機修繕
案件の概要	都城浄化センター内に設置されている送風機の部品交換整備及び修繕を行うもの
予 定 金 額	3,850,000円
契約の相手方	[所在地] 福岡市早良区百道浜二丁目1番1号 [名称] 株式会社 日立インダストリアルプロダクツ 西部支店
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当。 今回修繕を行う送風機設備は、エアレーションタンクへ送風を行う設備である。エアレーションタンクには汚濁物質を浄化する微生物が住みついた担体が投入されており、空気を送ることによって担体の流動化と微生物への酸素の供給を行っている。送風機の送風量は処理水質に直接的な影響を与えるため、非常に重要な役割を担っている。 当該設備は、設置後24年経過し、経年劣化が見られるため、部品交換による整備・修繕の必要がある。修繕を行わなければ、送風量不足などにより処理水質に影響を及ぼし、水質事故につながるおそれがある。 本修繕は、当該設備を設置した株式会社日立製作所の同グループである上記事業者でなければ確実な施工が期待できない。また、仮に他の事業者が本修繕を行った場合、修繕後の性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和2年12月28日
契約金額	3,850,000円